

保育所（園）・認定こども園 入所申込にあたっての確認書

※ 確認欄にチェックの上、署名欄に署名、捺印をお願いします。

		確認欄
1	認定申請及び申込みの内容に虚偽があった場合は、支給認定及び入所（園）承諾を変更します。	<input type="checkbox"/>
2	求職や出産による入所（園）の場合の入所（園）期間について、ご理解いただけましたか。	<input type="checkbox"/>
3	認定申請及び申込書の有効期限は、認定証の通りとなります。 ただし、翌年4月以降も入所（園）を希望する場合は 毎年現況届 が必要となります。	<input type="checkbox"/>
4	保育料（利用者負担額）は毎月お支払ください。翌月の15日が支払期日となっています。 （私立のこども園に入園の場合、園で決められた支払期日までにお支払ください。）	<input type="checkbox"/>
5	保育料を滞納された方は、児童福祉法第56条第10項の規定に基づき、財産調査及び強制徴収させていただきます場合があります。	<input type="checkbox"/>
6	保育料決定の為、税の申告をされていない方は、所得税もしくは市県民税の申告が必要です。	<input type="checkbox"/>
7	保育料の減免を希望される場合、減額されるのは申請のあった月の翌月からとなります。	<input type="checkbox"/>
8	保育料は9月に切り替えが行われ、金額が変更（増額・減額）になることがあります。	<input type="checkbox"/>
9	保育料は、保護者（父母）の収入が一定額に達していない場合、同居の祖父母等の税額で決定する場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	育児休業中の方は、職場復帰する際、復職証明書及び就労・就職内定証明書をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
11	内定した保育所（園）・こども園を辞退する場合は、入所月の前月の末日までに入所申請取り下げ届出書を提出してください（必着）。提出がない場合、在籍となり保育料がかかります。内定辞退後、改めて入所（園）を希望される時は、再度申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
12	保護者の仕事等の状況が変更になった場合は、直ちに変更された勤務先の就労・就職内定証明書等を提出してください。提出がない時は判明した時点で退所（園）となります。再選考は他の方と同様に選考しますので、継続通所（園）できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
13	海南市から他市町村へ転出した時は退所（園）となります。	<input type="checkbox"/>
14	給食、補助食等の食事の制限については、医師の診断がある場合のみ対応しています。 アレルギーについては基本的に除去食での対応となります。（代用食をご用意いただく場合もあります。また、私立園によっては除去食ではなく代用食となる場合もあります。）	<input type="checkbox"/>
15	産休・育児期間中の方や求職・内職・疾病・看護要件の方の保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までの間で、教育・保育が行われている時間となります。 （お産入院中の場合をご相談ください。）	<input type="checkbox"/>
16	決められた時間までにお迎えに来てください。どうしても間に合わない方は、ファミリーサポートセンターなどを利用し、対処してください。	<input type="checkbox"/>
17	延長保育を行う保育所（園）・こども園に入所（園）した場合でも、延長保育を利用する際には別途申請が必要となります。	<input type="checkbox"/>
18	市内の保育所・こども園・幼稚園に対し第一希望として申し込めるのは1施設のみです。複数施設を第一希望として申込みされますと、市が利用調整により決定した施設（ご希望いただいていない施設も含む）に入所いただく場合があります。	<input type="checkbox"/>

保育所（園）・認定こども園 入所申込にあたり、本確認書内1~18の事項について確認しました。

年 月 日

保護者氏名

⑨

保護者氏名

⑨